

| No. | 質問 | 回答 | 更新日 |
|-----|--|--|--------|
| 1 | 快適トイレの大きさの仕様はあるのか？ | 「岐阜県現場環境改善モデル工事实施要領」の別表-1で示す「1. 快適トイレに求める標準仕様」及び「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」の仕様を満足していれば大きさの規定はありません。 快適な使用にあたり、室内寸法900×1600mm程度の広さを推奨しています。 | R8.7.1 |
| 2 | 快適トイレの設置基数に上限はあるのか？ | 設置基数の上限はありません。 令和8年7月1日以降の積算に係る工事の「快適トイレ」の設置基数は、現場毎に必要な数を受発注者間で協議し決定することになります。 (参考の一例) ・単独設置ではトイレまで行き来が長距離となる場合 ・地形の影響でトイレへの行き来が困難な場合 ・河川などで分断された現場において行き来が困難な場合等 | R8.7.1 |
| 3 | 快適トイレの積算上限額(57,000円/基・月)を超える場合は費用計上してもよいのか？ | 積算上限額を超える費用については、費用計上はできません。 ただし、積算上限額を超える費用については、「岐阜県現場環境改善モデル工事实施要領」の別表-3「標準的な現場環境改善」の営繕関係(衛生設備及び厚生施設の充実等)の実施項目を達成したものととして扱うことができます。 | R8.7.1 |
| 4 | 快適トイレを水洗化する場合の費用の計上は可能ですか？ | 57,000(円/基・月)を上限に計上可能です。 ただし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、計上はできません。積算上限額を超える費用は、問3のように別表-3「標準的な現場環境改善」の実施項目を達成した扱いとなります。 | R8.7.1 |
| 5 | ハウス型等のトイレの場合、入口が別となっている場合の基数の考え方は？ | ハウス型等の出入り口が別になっていて且つ、それぞれが個室になっている場合は、入口単位で57,000(円/基・月)を計上してもよいです。 ハウス型トイレであっても外側の出入り口が1つの場合は1基として扱ってください。 | R8.7.1 |
| 6 | 現場に女性がいる場合には、必ず女性用トイレを設置しなければならないのか？ | 現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、特別な理由がない限り男女別の快適トイレの設置が原則となります。 また、現場見学会の開催などで女性の使用が見込まれる場合でも、男女別の快適トイレの設置は可能です。 なお、問5にあるようにハウス型で出入り口が別になっていれば男女別として扱っても問題ありません。 | R8.7.1 |
| 7 | 快適トイレの見積りに付属品等(目隠しフェンスなど)が記載されている場合の経費についてはどのように計上すればよいのか？ | 付属品等(目隠しフェンスなど)は、快適トイレの積算上限額(57,000円/基・月)の算出時に含めて計上してください。 | R8.7.1 |
| 8 | 快適トイレに冷暖房設備等(スポットクーラー、エアコン、温風器など)を設置する場合のどのように費用計上したらよいのか？ | 快適トイレに設置する冷暖房設備等は、現場環境改善費の「熱中症・防寒対策」として積上げ計上可能です。(快適トイレの積算上限額(57,000円/基・月)とは別に計上する) | R8.7.1 |
| 9 | 現場事務所として間借りした建物や、会社の中の既設トイレが快適トイレの標準仕様を満たす場合、新たに快適トイレを設置する必要があるか？ | 現場事務所を間借りした建物を使用する場合や、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合は新たに快適トイレを設置する必要はありません。ただし、快適トイレの経費計上の対象外となります。 | R8.7.1 |
| 10 | 隣接している工事現場で同一の施工業者が受注した場合に「快適トイレ」、「快適休憩所」を共有したい場合、その際の費用計上はどのようにすればよいのか？ | 工期が同じ場合は、片方の工事でも費用計上し、二重計上とならないように留意してください。 工期が部分的に重複している場合は、二重経費計上にならないよう各工事にて費用計上してください。 | R8.7.1 |

| No. | 質問 | 回答 | 更新日 |
|-----|--|---|--------|
| 11 | 災害復旧工事では現場環境改善費を計上できるのか？ | <p>【国土整備部・都市建築部(公共建築課・住宅課を除く)】 「快適休憩所」、「標準的な現場環境改善」は対象外となっています。ただし、「快適トイレ」及び「熱中症・防寒対策」の費用は計上することができます。</p> <p>【農政部・林政部】 「快適トイレ」及び「熱中症・防寒対策」に係る費用は同様に計上可能です。</p> <p>「災害復旧事業における現場環境改善費及び快適トイレの設置費用の取り扱いについて(通知)」(令和7年3月31日付け技第814号)</p> | R8.7.1 |
| 12 | 快適休憩所の実施項目において、通信環境整備(Wi-Fi等)及び、現場条件に応じた安全対策(野生生物・害虫)を実施した場合の実施項目の取扱いは？ また、両方を実施する必要あるのか？ | <p>両方を実施した場合、「標準的な現場環境改善」の実施項目を最大2つ達成したこととみなします。 両方の実施が必須ではありませんが、快適休憩所に求める標準仕様を満たすためには、どちらか1つを実施してください。その場合、実施項目を1つ達成したこととみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信環境整備(Wi-Fi等) → ICT設備の充実 ・現場条件に応じた安全対策 → 野生生物・害虫対策等 | R8.7.1 |
| 13 | 野生生物・害虫対策とは具体的に何を指すのか？ | <p>安全対策に寄与し、現場の作業員等に広く効果のある設備及び備品を想定しています。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起看板等の掲示 ・忌避剤の配備(蜂避けスプレーセット、熊避けスプレーセット等) ・防獣対策用品の配備(くま鈴等) ・応急対策品の常備(ボイズンリムーバー、蜂刺され薬品)など <p>※安全性に関係のない衛生害虫・生活害虫への対策は対象外です。 また、虫刺され用薬品等、救急箱に常備される一般的な備品については現場管理費に含まれています。</p> | R8.7.1 |
| 14 | クマ対策の費用を安全費にて計上した場合は、「標準的な現場環境改善」の(安全関係)の野生生物・害虫対策等の実施項目としてよいのか？ | <p>クマ対策の費用を安全費にて計上した場合は、「標準的な現場環境改善」の(安全関係)の野生生物・害虫対策等の実施項目とはなりません。 どちらか一方での経費の計上としてください。</p> <p>「工事及び業務委託におけるクマ対策費用の取扱いについて」(令和8年5月29日付け技第132号)</p> | R8.7.1 |
| 15 | 林政部のみ標準的な現場環境改善において、②(営繕関係)現場事務所等への木材利用が追加されたが理由は？ | <p>林野庁の通知に伴い森林土木工事の現場において、現場事務所等への木材利用を推進することとなっているためです。</p> | R8.7.1 |

(参考) 熱中症対策・防寒対策にかかる費用について

| | | | |
|---|---|---|--------|
| 1 | 熱中症対策・防寒対策で別途、積み上げ計上できる設備は具体的には何か？ | <p>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策(大型扇風機、日除けテント、製水機、快適トイレ内の冷暖房施設等)になります。</p> | R8.7.1 |
| 2 | 熱中症対策費の積み上げ計上で対象外となる設備は？ (現場環境改善費(率)計上に含まれるもの) | <p>現場休憩所の快適化など標準的な現場環境改善に該当するものは率計上分に含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場休憩所に設置した冷暖房施設 ・飲料水自動販売機 ・冷蔵庫 ・シャワー ・給水機など <p>なお、作業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口保水液等効果的な飲料水等)は熱中症対策に資する現場管理費の補正による率計上となります。</p> | R8.7.1 |
| 3 | 実施要領の(熱中症・防寒対策)第9条に「土木工事標準積算基準書(共通編)第I編第9章」にて積み上げ計上を行うものとする。とあるが、農政部及び林政部の各機関が発注する建設工事の場合も適用することによりか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・農政部の場合、下記の要領を適用してください。 工事における現場環境改善費の積算要領について(一部改正 令和8年3月27日付け7農振第3133号)の「別紙 工事における現場環境改善費の積算要領(4 積算方法(1)基本的な考え方(イ〜ウ))」 ・林政部の場合、下記の要領を適用してください。 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」等の一部改正について(令和8年3月26日付け7林整計第561号)の「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて(平成11年7月1日付け11-13)の「5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」 | R8.7.1 |